

確定申告の受け付けは 2/16 (火)～3/15 (火)

市・県民税の申告も同時実施

平成27年分の所得税と復興特別所得税の確定申告、平成28年度の市・県民税の申告が始まります。市内の受付会場は、市役所と須山支所です。市役所と須山支所では、受け付けできない申告もありますので、ご注意ください。申告初日や午前中は申告会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。市・県民税の申告の詳しい内容は、広報すその1月15日をご覧ください。

課税課市民税係
☎995-1810
沼津税務署
☎922-1560

市内の受付会場は市役所と須山支所

市役所会場

とき／2月16日(火)～3月15日(火) 9時～12時、
13時～16時 ※土・日曜日を除く

ところ／4階401会議室

須山支所会場

とき／2月26日(金) 9時～12時、13時～15時

ところ／2階大会議室

※番号札を8時30分から配布します。

※混雑時は、午前中に来た方でも午後の受け付けとなる場合があります。

沼津税務署の受付会場は沼津駅すぐ！

沼津税務署の受付会場

とき／2月12日(金)～3月15日(火) 9時～17時
※土・日曜日を除く

ところ／キラメッセぬまづ2階市民ギャラリー（プラサヴェルデ内 [沼津市大手町]）

※申告書の作成には時間がかかるため、16時までにお越しくください。混雑の状況では、早めに案内を終了する場合があります。

※期間中、沼津税務署内では申告書の作成指導は行いません。

⚠ 次の方は、沼津税務署の受付会場へ

- 青色申告の方
- 事業（営業・農業）所得、譲渡（土地・建物・株式など）所得の申告をする方
- 分離課税の所得の申告をする方
- 不動産所得の収支内訳書を作成していない方
- 雑損控除の申告をする方
- 国外に居住する方の扶養控除を申告する方
- 平成27年中に入居を開始した住宅の住宅借入金等特別税額控除を申告する方
- 住宅ローンなどを利用しない住宅の新築、改修に係る控除を申告する方
- 平成26年分以前の申告をする方
- 消費税・贈与税の申告をする方
- 申告書の控えに税務署の收受印が必要な方

※そのほか市職員では判断できない場合や、申告書の作成に長時間かかる場合は、沼津税務署の受付会場にご案内します。

※申告書が作成済みで提出のみの方の書類を預かります。



税理士による無料税務相談所を市役所に開設

税理士が申告の受け付けを行います。税理士がe-Tax送信を行うので、利用者識別番号が分かる場合はお持ちください。相続税の相談は、受け付けていません。

とき／2月16日(火)～2月25日(木) 9時～12時、
13時～16時 ※土・日曜日を除く

ところ／市役所4階401会議室

※番号札を8時30分から配布します。

※混雑の状況では、早めに受け付けを終了する場合があります。



確定申告が必要な方

事業・不動産・譲渡所得などがある方

事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成 27 年中の所得金額の合計額から所得控除を差し引いて計算した税額が、配当控除額と年末調整で受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

サラリーマン（給与所得者）で、①～④の

いずれかに該当する方

- ①給与の年間収入が 2,000 万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得の合計が 20 万円を超える方
- ③2 カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった給与収入額と退職所得以外の所得との合計が 20 万円を超える方
- ④同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗などの賃貸料や使用料の支払を受けている方



※所得が少なく確定申告が必要ない方や、給与所得以外の所得が 20 万円以下で確定申告が必要ない方も、市・県民税の申告は必要です。

公的年金所得がある方

公的年金等の年間収入が 400 万円以下で、その他の所得金額が 20 万円以下の場合、確定申告は必要ありませんが、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

確定申告が必要ない方でも、公的年金以外の所得（給与所得のみの場合は除く）がある場合は、市・県民税の申告は必要です。

復興特別所得税の申告を忘れずに！

平成 25 年から平成 49 年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税を併せて申告が必要です。復興特別所得税は、その年分の基準所得税額の 2.1% です。

例年、復興特別所得税の記入・計算漏れが多々あります。忘れずに申告をお願いします。

確定申告に必要なもの

- 給与・年金の源泉徴収票
- 収支内訳書、青色決算書など
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。☎沼津年金事務所 921-2201（控除証明用ダイヤル 0570-058-555）
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度が確認できるもの
- 医療費などの領収書
※生命保険契約などの医療保険金や健康保険から支給を受けた療養費などで、補てんされた金額がある場合は、その金額のわかる書類
- 金融機関などの口座番号が分かるもの（新たに口座振替で所得税の納付をする方は銀行印も必要です）。

ポイント！

- 平成 26 年分の確定申告書・収支内訳書の控えなどがあると手続きがスムーズにできます。
- 医療費の集計は、必ず済ませて持って行きましょう。



障害者控除を受けるための証明を発行します

介護保険法の介護認定を受けている方やその方を扶養している方で、確定申告で障害者控除を受けるため障害者控除対象者認定書が必要です。必要な方は介護保険課へご相談ください。

市から介護保険法の介護認定を受けている方でも、確定申告で障害者控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書が必要です。

☎介護保険課 995-1821 障害福祉課 995-1820

所得税の確定申告をすると 税金が還付になる方

次のような場合には、サラリーマンでも確定申告をすると源泉徴収された所得税が一部還付されることがあります。

①住宅ローンなどを利用して、住宅を新築・購入・増改築した場合

※要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができ、一定の期間、所得税の一部が軽減されます。1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整でも控除が受けられます。

②病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合

※病気やけがなどで支払った一定金額以上の医療費は、医療費控除として所得から差し引くことができます。支払った医療費（保険金などで補てんされた金額は差し引く）から、10万円または、総所得金額の5%のいずれか少ない金額を差し引いた額が医療費控除の対象となります（限度額 200万円）。

③年の途中で退職し、会社などで年末調整をしなかった場合

④災害や盗難にあった場合

⑤寄附金を支払った場合

⚠️ 還付の申請をするときの注意

医療費を支払った場合

〈対象〉

平成27年1月から12月までに、実際に支払った医療費

〈医療費の集計から除くもの〉

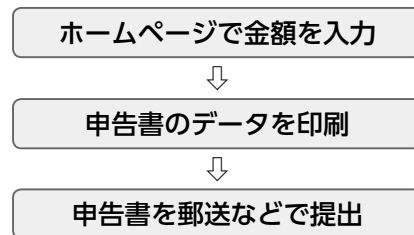
- 高齢者医療費助成制度で、助成を受けた金額
- 生命保険契約などの医療保険金
- 健康保険から支給を受けた療養費や出産一時金など

寄附金を支払った場合

確定申告が必要ない方で、ふるさと納税（都道府県市区町村に対する寄附）をふるさと納税ワンストップ特例制度で申請した方は、還付の申請は不要です。

確定申告書の作成は 国税庁ホームページから簡単にできます

確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面からできます。案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税と復興特別所得税、消費税、地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。



【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

自宅などからインターネットで 所得税の確定申告ができます

e-Tax(イータックス)を利用すると、自宅などからインターネットで所得税の確定申告ができます。e-Taxを利用するためには、事前に電子証明書付き住民基本台帳カードか個人番号カードと、ICカードリーダライタの準備が必要です。

※個人番号カードの交付開始以前に発行した住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば継続して使用することができます。

e-Taxならこんないいことが！

● 自宅からインターネットで申告

e-Taxは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、確定申告期間中は自宅からインターネットで、24時間提出（送信）できます。

● 添付書類の提出省略

医療費控除の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります）。

● 還付が書面申告と比べてスピーディー

e-Taxで1月・2月に申告された還付申告は、2～3週間程度で処理されます。